

美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会

第 2 4 回委員会 資料

令和 5 年 12 月 14 日（木）

1. 審査付託

議案第 75 号 令和 5 年度美作市一般会計補正予算（第 5 号）

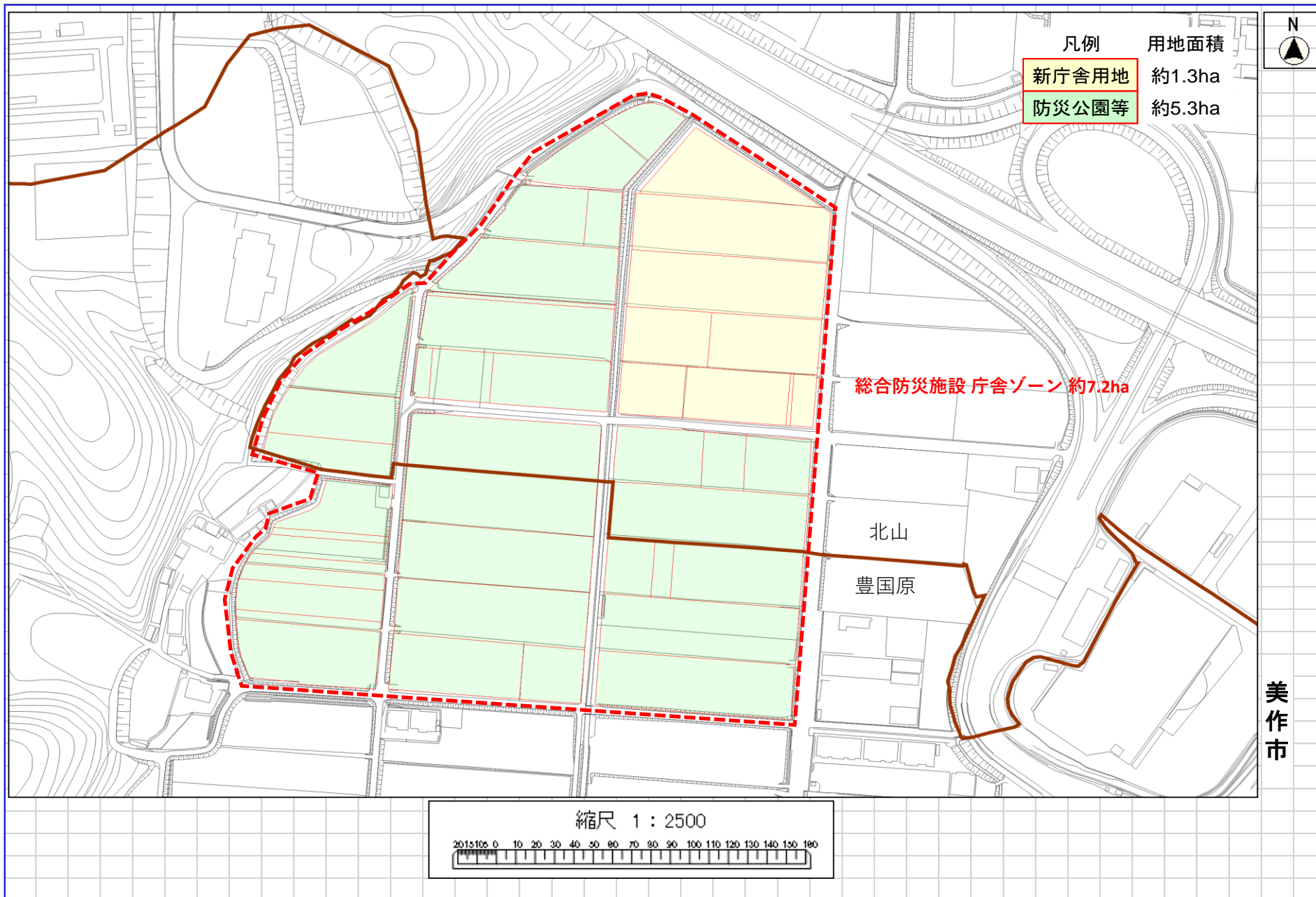
総務部 繰越明許費・債務負担行為

企画振興部 債務負担行為

2. 協議

字の区域及び名称の変更について

- ・美作市総合防災施設整備の推進に関する条例(令和 3 年美作市条例第 13 号)
第 4 条 総合防災施設の整備に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の規定に基づく字の区域及び名称の変更を行うことが公益上必要と認められる場合は、市長は、施設の敷地等必要な区域について当該変更を行うものとする。
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。
 - ② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
 - ③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。



新庁舎の位置、大字名の変更について

- ・大字の変更**

既存の字の区域の一部をもって、あらたに字の区域を画する場合は、地方自治法第260条第1項に該当する。
 この場合、議会の議決及び市長の告示が必要であり、告示をもって変更の効力を生ずる。
- ・新名称の選定案**

公募することを想定しており、学校を通じて美作市在住の小学生・中学生から募りたいと考えている。
 なお、新大字においては、必ずしも小字を設定する必要はないため、大字名のみの公募としたい。

	令和6年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新庁舎建設										竣工 (予定)		
新名称の公募				公募準備	公募期間	選定						
				(最短で3カ月程度を見込む)								
字の区域名変更									・議案提出 ・可決 ・告示			市役所の位置 を定める条例 議案提出
登記関係手続	字の区域名変更に向け、合筆、地目変更等の準備をすすめる								告示後 登記変更	新大字の合筆、分筆を行う		